

おはようございます。通告に従って質問いたします。

質問事項の1点目は、この台風12号に関わって質問いたします。

防災問題ですので、私が所属の総務委員会の所管事項に少々触れるかもしれませんが、防災問題は一部局では収まらない全庁的な課題であります。市長も十分認識なさっておられることと存じますので、ご容赦くださいますことをまず申し上げておきます。

さて、児島地域は、郷内地区の土砂崩れをはじめ浸水被害、あるいは河川の増水・氾濫などの被害に見舞われました。児島地域はまだまだ、防災対策は遅れていると言わざるを得ません。まず、小田川、下村川の洪水防止対策を求めたいと思います。ここでは小田川の具体的な事例を挙げて質問いたします。

「県でもいい、市でもいい、どっちでもいい。小田川の対策を本気でやってほしい。7年前の繰り返しじゃないか」浸水被害にあわれた皆さんの怒りの声です。

写真を用意しました。児島柳田町地内での小田川の氾濫、9月3日15:30頃のもので、小田川は児島稗田町から下流の小川・味野に至るまであちこちで増水・氾濫し、川沿いの多くの家が床上・床下浸水に見舞われました。また、小田川沿いにある児島小学校は避難所に指定されているにも関わらず、小田川氾濫のため開設することが出来ないというありさまでした。

2004年、平成16年の台風16号による高潮災害、23号による小田川の氾濫による浸水被害から7年が経過しました。沿岸部は護岸の嵩上げにより高潮災害から逃れることは出来ましたが、河川の氾濫には無策でありました。この間河床を一部整備したところではありましたが、再び、氾濫がおこったわけです。氾濫させないための対策としては、通水面積を大きくしなければなりません。良策は川幅を拡げることですが、それがかなわないならば、対処療法にならざるを得ませんが護岸をパラペットで嵩上げをする。橋梁部は陸閘、ゲートを設け増水時には閉める。川に流れ込んでいる水路の逆流による浸水は当然考慮に入れなければなりません、一つの方法ではないでしょうか。住民の方も望まれています。

特に、小田川は小川8丁目のあたりで湾曲し、また設置してある水門とで流れが阻害されています。その結果、このあたりの床上浸水被害が多かったのも事実ですし、7年前と全く同じであります。

小田川の改修についてはこの間も多くの議員さんが取り上げてきました。先の湾曲部の件については平成18年2月議会で原議員さんも取り上げられ、「早急に現地調査を行ない、対応策を県と協議する」との答弁でありました。

そのことも含め、小田川の対策、真剣に県と協議をして、はやく対策を講じてもらいたい。「7年に一度こんなことがあってはたまらない」住民の切実な訴えです。答弁を求めます。

あわせて、小田川下流域は、現在多くの土砂が堆積しています。浚渫を求めるものですがどうでしょうか。

次に、下津井4丁目の内水対策としてのポンプ設置を求めます。2004年の台風16号で広範囲に高潮被害に見舞われました。住民の皆さんの運動もあり、河口部に高潮水門が新

設されました。今回の台風では、この水門が大きな役割を果たしました。しかし、水門を閉じることによる内水の排除が問題となってきます。河口部に水門を移設した結果、遊水面積が広がりそれなりの遊水機能は果たすのですが、強制排水することなしには内水排除に対処できません。「今回は、満潮時から雨脚が弱まってきたから、消防団のポンプで何とかしのげた。もう少し降り続いたら危なかっただろう」地元の方の声です。

雨水の流出解析は終わっていると聞いています。是非ポンプ設置に向け取り組んでもらいたい。答弁を求めます。

この項の2点目は、郷内小学校周辺の土砂災害から質問いたします。

郷内小学校を挟む形で大きく土砂が崩落しました。マスコミ報道でもご承知の通りだと思いますので実態については触れませんが、気になったことについて提案したいと思います。

倉敷市洪水避難地図いわゆる洪水ハザードマップですが、このマップには急傾斜地危険区域などの土砂災害警戒区域が書き込まれています。市内116カ所が指定をされているとのことでした。しかし、今回土砂崩壊が起きた郷内小学校付近はこの区域に入っていないのです。かつて、郷内小学校でも土砂災害があったとお聞きしています。

過去の災害を今一度掘り返して検証して、市内の土砂災害警戒区域の総点検を行い、必要な見直しを図るべきだと考えますが、どうでしょうか。昨日、「土砂災害ハザードマップの作製をすることにしている」との答弁がありましたが、作成するにあたって必要ではないでしょうか。答弁を求めます。

この項の3点目は倉敷川流域の浸水対策を求めるものでありましたが、田儀議員の方から質問がございましたので、端的に1点のみお聞きします。

平成20年6月議会で、当時わが党の小山博通議員の総合的な浸水対策を求める質問に対して、当局の答弁では、「倉敷市浸水対策プロジェクトチームを平成18年度に関係部局の職員で結成し、検討を行い倉敷市浸水対策報告書の案として取りまとめた。さらに、平成19年11月に倉敷市浸水対策等総合調整会議を立ち上げ、倉敷市のための方策について研究を加えていく」とあります。端的にお聞きしますがその報告書の案、また、その後の調整会議の研究の成果はどうなっているのか、お尋ねします。昨日、内水問題についての田儀議員の質問に対して、市長は、「よく分析し、今後の対策は浸水プロジェクトチームで対応できた部分もあるので検討していく」と答えられた。報告書の案、その後の研究の成果をお示しくください。

この項の4点目は、速やかな被害認定調査を行うことを求めて質問します。

政府は、災害発生時における住家の被害認定にかかる調査方法及び判定方法について、平成13年6月に「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を示しました。さらに平成16年の度重なる風水害を受けて同年10月に、浸水等による住宅被害認定にあたり当該指針についての弾力的運用を図るようにとの通知を行いました。倉敷市は、当初支給要件に該当する被災世帯はないとしていましたが、この弾力的運用による再調査の結果、全壊15世帯、大規模半壊5世帯という認定となりました。

そして、岡山県では、被災者生活再建支援制度等による円滑な被災者支援を行うため、平成18年3月に「被害認定マニュアル」を作成し被害認定の標準化を図ったわけです。

さらに、国においても最近の災害実態に即しての運用指針の見直しが、平成21年6月に行われました。このように災害を経験するごとに被害認定に対する考え方、認識が進展しているわけです。

運用指針は迅速な被災者支援のもとになるものであり、この住家の認定基準に基づき発行される「り災証明」（住家全壊、住家半壊等の被害の程度の証明）により、どのような被災者支援を受けられるか否かが決まり、住家の全壊、半壊とそれら以外では、被災者が受けることのできる支援策に大きな差があることから、住家の認定基準に基づく被害調査の必要性が問われてくるわけです。

そこで、今回の台風12号による被害の認定に当たっては、県策定の「被害認定マニュアル」を更に前に進めた、国の運用指針の見直しをしっかりと踏まえた被害の認定調査を求めるものです。

今回、マニュアルに沿った調査が始まったのは、8日からとお聞きしました。しかし、その際の調査判定には運用指針の見直しが反映されていなかったようです。

さらに、建物の被害の相談・受け付け窓口では、こうした被害認定手順というのは認識されていないように思います。

相談を受けたのですが、郷内地区で土砂崩れにあい、勝手口が破損し、そこから土砂が住宅の中に入ってきたお宅です。り災届け、災害見舞金の申請に行かれました。「土砂が流れ込んでいる。トイレの汚物も逆流して部屋の中に溢れている」と説明されたそうです。職員は「これくらいだったら出ないだろう」とあっさり言ったそうです。現場も見ずしてのこの言葉に憤慨されておられました。

こうした対応はいかなもののでしょうか。まったく、被害認定の在り方、手順、認定の流れといったものが理解できていない、徹底できていないのではありませんか。被災者の側に立った真摯な丁寧な対応が出来ていないと言わざるを得ません。

運用指針の見直しに沿った速やかな認定を行うことを求めます。

質問事項の2点目は、福祉施策についてであります。

まず、高齢者及び障がい者の権利擁護支援の充実について質問いたします。

本年2月議会において、高齢者及び障がい者の権利擁護支援の充実について質問いたしましたが、その後の市の検討状況及び今後の取り組みについてお尋ねします。

全ての高齢者、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせ続けられるように、関係機関とのネットワークを活かしながら、必要なサポートをきちんと受けられるように支援していくための機関の設置が必要だと考えます。それが権利擁護支援センターです。

とりわけ、権利擁護支援に取り組まれている支援者から、悩みが出され、センターの必要性が語られています。「法的な対応が必要と思われる事案で、具体的な対応手続きで悩んでいる」「疾病、障がい、経済状態、年齢など複合的な事案で、どの機関が中心的にコーディネートしてもらえるのか相談先で悩む」などの声です。

7月14日に倉敷の高齢者・障がい者の権利擁護支援に関する課題を議論し、活動されている「倉敷高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会」の皆さんの視察に、牧野議員

さんともどもご一緒させてもらいました。視察先は、権利擁護支援活動の先進地である兵庫県芦屋市と西宮市です。両市共に、権利擁護支援センターを設置し、高齢者、障がい者の権利擁護に関してトータルにサポートする体制を構築されていました。

権利擁護支援センターの役割は、芦屋市の実施要綱から紹介すると、①権利擁護に関する専門相談、②虐待等の権利侵害への対応及び権利擁護に関する専門的支援、③成年後見制度の利用に関する相談等の専門的支援、④高齢者及び障がい者等の権利擁護の普及啓発に関する広報及び講演会の開催、⑤権利擁護に関する支援を推進するためのネットワークの構築及び活動、⑥地域の権利擁護支援の担い手（第三者後見人を含む）の養成及び活動に関する事業、などです。西宮市の場合も同様です。また、西宮市の場合は全市的な権利擁護支援の取り組みとして、「権利擁護支援システム推進委員会」の設置。さらに、高齢者、障がい者、福祉など権利擁護支援に関わる行政各課で構成するトータルサポートチームを作り、センターと連携して支援を総合的に進めています。芦屋市においても同様に、「権利擁護支援システム推進委員会」の設置。庁内に保健師等専門職4人で構成するトータルサポートチームを配置しています。

今や、権利擁護支援を推進していくためにはセンターの設立がどうしても必要だと考えます。2月議会では成年後見支援センターの設立を求めましたが、より明確に権利擁護の推進の位置づけから、権利擁護支援センターの設置を求めるものです。2月議会後の検討状況とあわせて質問いたします。

次に、成年後見制度利用支援事業の利用条件の緩和を改めて求めたいと思います。

成年後見制度の利用に係る費用を助成する成年後見制度利用支援事業の対象は、成年後見申し立てにあたり、市長申し立てで、かつ、低所得者の被後見人等の場合に限定されています。本人または親族など市長以外が申し立てをした場合でも、低所得者の被後見人等に対しては、市長申し立てと同様、助成の対象となるように実施要綱の条件緩和を再度求めるものですが、どうでしょうか。

厚生労働省の事務連絡によりますと、「成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申し立てに限らず、本人申し立て、親族申し立て等についても対象となりうるものである」とされています。答弁を求めます。

この項の2点目は、緊急一時宿泊事業の継続と充実を求めて質問いたします。

2009年2月に、倉敷医療生活協同組合と同労組が「派遣切りや雇い止めされた人を支援しよう」とホットスペース25（水島労働・生活相談支援センター）を開設しました。こうした活動を通じて必要性が理解され、同年12月には、倉敷市がホームレス等支援事業として緊急一時宿泊事業を予算化しました。「NPO法人かけはし」に運営を委託し、ホットスペース25とも連携しながら、多くの住民・労働者を救済・支援してきています。8月末までに343件、364名からの相談を受け、そのうち緊急一時宿泊所を178名の方が利用されるなど、いまだ深刻な事態が続いています。

この事業は緊急雇用創出事業の一環で、全額国庫負担で行なわれていますが、来年3月31日今年度末で事業が終了することになっています。しかし、今後も経済不況が長期化する中で、就労の目途も立たず、生活困窮者は増え、さらに深刻な状況を迎えることが予想されます。この緊急一時宿泊事業はまだ必要と考えます。

当局はこの事業の重要性をどのように考えているのか、そして、来年度以降も引き続き緊急一時宿泊事業を継続することを求めるものですが、当局の考えをお示しください。答弁を求めます。

最後に、児島宇野津地区の建設残土処分場土砂崩落問題の速やかな解決を求めて、質問いたします。

前回6月議会で取り上げさせてもらいましたが、この間の倉敷市の対応と今後の方針についてお尋ねしたいと思います。

宇野津の地元地権者の方からの話によると、「土地の地権者をつけまわす」「流出した残土を処理するという名目で、地権者の了解を取らずに勝手に進入路を作っている」「残土処分場建設に反対するものを裁判で訴えるなどと脅しをかける」など、卑劣な行動を行っているとのこと。条例に定める基準に適合していない工事を行い、繰り返しの是正指示を受けているものの態度でしょうか。反省のかけらもない、決して許すことのできない行為です。当局の断固たる姿勢を示すべきではありませんか。

そして、今回の台風12号による豪雨で、県設置の治山ダムはすっかり埋まってしまい、さらに、新池にも多くの土砂が流れ込みました。被害が拡大しました。

宇野津の皆さんは、8月21日に学習会を開き、業者のでたらめな脅しには屈することなく、この問題についての意思の統一を図ったと聞いています。

皆さんのねがいは、治山ダム及び新池に流出した土砂を下の道路を利用して撤去すること。違法に積み上げられている土砂の撤去と、条例に定められた基準に適合した工事を行い、安定的に終息させること。かつ新たな開発計画を認めないことであります。

さらに、今後、流出土砂の撤去については、残土処分を認めた許可権者である倉敷市の責任も明らかにし、早急な対応を求めていくことも確認されたそうです。岡山県が昭和46年に造った治山ダムの上部に土捨場が適切なのかなど、問われて切ると思います。

そこで、お尋ねします。この間の倉敷市はこの業者に対してどのように対応してきたのか、そして今後どのように指導していくつもりなのか、その方針について考えをお示しください。厳正な指導を望みます。

以上、質問といたします。